

請願・陳情參考資料

平成29年6月12日

地域振興部

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
29年-20 (29. 5. 30)	地域振興	核兵器禁止条約の 早期締結を求める 意見書（核兵器禁 止条約等関係）の 提出について  倉吉市 個人	<p>1 核兵器禁止条約と日本の立場</p> <p>(1) 核兵器禁止条約とは 核兵器禁止条約とは、軍事的な核兵器利用を世界的に禁止する条約であり、核兵器の廃棄期限や他国の領土への持ち込み禁止等を盛り込むことを目指している。 平成29年3月27日より米ニューヨークの国連本部で「核兵器禁止条約」の交渉会議がはじまり、メキシコなど非核保有国を中心に110カ国以上が参加している。 一方で、核兵器保有国や北大西洋条約機構同盟国（NATO）など約40カ国が反対して参加を見送り、日本も参加していない。 また交渉会議は二段階になっており、同年3月31日までの前半では、核兵器の使用や保有、開発及び配備など具体的な禁止事項などについて議論を行った。その後、議論を踏まえて議長が条約案を作り、同年6月15日より後半の交渉が開始される予定である。</p> <p>(2) 日本の立場 安部首相は3月31日の参議院本会議の答弁において、現時点での考えとして、「交渉会議の冒頭で、核軍縮は核兵器保有国が参加していない形で条約を作ることには、核兵器保有国と非保有国の亀裂を深めるなど核兵器のない世界の実現をかえって遠ざける結果となることなどを指摘した。その上で、この条約構想について、核兵器国の理解や関与は得られないことが明らかとなっていること、核兵器国の協力を通じ核兵器の廃絶に結び付く措置を追求するという交渉の在り方が担保されていないことから、このような状況の下では、残念ながら、我が国として、本件交渉会議に建設的かつ誠実に参加することは困難である。」と述べている。</p> <p>2 県の取組状況（ヒバクシャ国際署名） 「核兵器禁止条約」の締結を求めるヒバクシャ国際署名へ署名済みである。 (平成29年5月31日)</p>